

1.1 SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）や出会い系サイト等による性被害

【事例】

SNSで知り合った男と一度性交渉を持った生徒Aは、その後、相手の男からの再三にわたる誘いを断っていたが、最近になり金品の強要や、脅迫めいたメールが届くようになった。不安になった生徒Aは、養護教諭に相談した。

○発生時の対応のポイント

[状況の把握]

- ・養護教諭は、当該生徒から経緯等の詳細を聞き取るとともに、速やかに管理職に報告する。管理職は、関係教職員を招集し、把握した情報を共有して今後の対応について確認する。

[保護者への対応]

- ・家庭訪問を行う等して、保護者にSNSや出会い系サイトの危険性について十分な認識を持たせるとともに、インターネット等の使用に関する家庭内のルール作り、スマートフォンやタブレット端末等にフィルタリングを設定すること等を勧める。
- ・被害を拡大させないためにも、早期に警察に相談することや被害届を提出することを勧める。

[関係機関等との連携]

- ・保護者が被害届を提出した場合は、保護者の承諾を得た上で、学校が把握した情報を的確に警察に伝える。
- ・交信内容を削除せず、スクリーンショット等を利用して残しておく。
- ・当該生徒の心と身体のケアに向けて、医療機関等とも連携を図る。また、場合によっては、サポートチーム等を編成して、保護者と連携して支援に当たる。

[教育委員会への報告]

- ・管理職は、事案の概要について、速やかに教育委員会へ報告し、対応策等について指導・助言を受けるとともに、状況の変化に応じ適宜報告する。

[報道機関等への対応]

- ・報道機関や関係機関等への対応は、窓口を一本化し管理職が当たる。
- ・管理職は、当該生徒の人権やプライバシーに配慮するとともに、教育委員会と内容について十分相談する等、連携して対応する。

○今後の対応策（未然防止）のポイント

[再発防止策]

- ・当該生徒の生活環境（背景）・人間関係等の把握・理解に努める。
- ・保護者の協力を得て、当該生徒に軽率な行動を慎むこと等の基本的な生活習慣の見直しを図るための支援を行う。
- ・担任のみならず、養護教諭や関係機関等と連携を図り、個人面談を継続する等、当該生徒を継続的に見守る体制を整備する。

[未然防止策]

- ・全校生徒に対しては、インターネット等を利用する際の危険性について指導する。特に、SNS等に住所、名前、電話番号、メールアドレス等の個人情報を書き込んだり、安易に教えたりしないように留意させる。
- ・保護者に対する啓発にも努める。特に、スマートフォンやタブレット端末等のフィルタリングの設定については、あらゆる機会を利用して保護者の理解と協力を得る。
- ・インターネット等の使用に関する家庭内のルール作りの必要性を啓発する。